

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 2 月 1 日～令和 12 年 1 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を 10 日以上にする。

<対策>

- 令和 7 年 2 月～ 年次有給休暇の取得状況の実態の把握のためデータ作成をする。
- 令和 7 年 3 月～ 年次有給休暇取得の増加に向けて問題点、改善策の検討をする。
- 令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇取得促進の実施策を検討し策定。
- 令和 7 年 5 月～ 年次有給休暇取得促進策の実施。

(社内掲示により社員へ周知)

目標 2：ワークバランス推進（仕事と家庭の両立）のため、従業員全員の所定外労働時間を 40 時間未満とする。

<対策>

- 令和 7 年 2 月～ 全従業員の所定外労働時間の把握のためデータ作成をする。
- 令和 7 年 3 月～ データから問題点、改善策を検討して実施策を策定する。
- 令和 7 年 4 月～ 社内掲示による全従業員への周知及び実施。